

明 細 書

令和2年3月27日

1 作成者

住所：(〒900-0025) ^{ナ ハ シ ツ ボ ガ ワ}那覇市壺川2丁目9番地1

名称：^{オキナワケンノウギョウキョウドウクミアイ}沖縄県農業協同組合

代表者（管理人）の氏名及び役職：代表理事理事長 前田 典男

ウェブサイトのアドレス：<https://www.ja-okinawa.or.jp/>

2 農林水産物等の区分

区分名：第1類 農産物類

区分に属する農林水産物等：野菜類（ピーマン）

3 農林水産物等の名称

名称：ぐしちゃんピーマン、^{グシチャン}具志頭ピーマン、Gushichan Piman、Gushichan Piment

4 農林水産物等の生産地

生産地の範囲：沖縄県島尻郡八重瀬町

5 農林水産物等の特性

「ぐしちゃんピーマン」は、大玉肉厚で光沢があり、リンゴのような甘さとシャキシャキとした食感で、苦みが少なく生で食べてもおいしいと需要者から高く評価されている。

また、「ぐしちゃんピーマン」の農業算出額もその割合も増加しているなど、地域農業を牽引している。

6 農林水産物等の生産の方法

(1) 品種

沖縄県農業協同組合（以下「JAおきなわ」という。）が推奨する品種を用いる。

(2) 栽培方法

適切な温度管理や施肥・管理等、沖縄県が作成した「沖縄県野菜栽培要領」を参考に栽培する。

(3) 出荷規格

JAおきなわが定める選果規格に基づき出荷を行う。

(4) 最終製品としての形態

「ぐしちゃんピーマン」の最終製品としての形態は、青果（ピーマン）である。

7 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであること理由

八重瀬町^{ヤエセチョウ}は、冬でも月平均気温が16℃以上という温暖な気候に恵まれていることから、15℃以下で果実の肥大不良を起こすピーマンの栽培において、冬でも生産及び出荷を行うことが可能である。

また、冬春期のピーマン栽培においては、加温によるハウス栽培が一般的であるが、八重瀬町では無加温での栽培を可能としており、化石燃料を使用しないため燃料費高騰の影響を受けずCO₂排出を抑えた持続可能な生産が可能である。

平成元年に導入した品種「ちぐさ」は、大玉肉厚でみずみずしく光沢があり、苦みが少なく食味が良いという優れた品種特性を持っているが、品質と収量を共に向上させることが難しく、他産地で栽培技術及び供給体制を確立している例は見られない。

八重瀬町では、この品種の優れた特性を最大限に発揮させつつ生産性を高めるため、生産地の自然条件や地域資源を活かし、品種特性の限界まで肥大させ収穫する栽培に取り組んできた。

例えば、ピーマン栽培に最も重要な土壌管理においては、沖縄特有の土壌である「ジャーガル」^{※1}や「島尻マージ」^{※2}が持つ豊富なミネラル分や、地域で生産するさとうきびの搾りかすである「バガス」や葉柄等の地域資源を活用し、病原菌や雑草を抑制するため、夏の強い太陽光線を利用した「太陽熱土壌消毒」を行うなど、環境に配慮した独自の土づくりを行うことで、品質と生産量の向上に取り組んできた。

また、水の管理において、乾燥に弱いピーマンは土壌が乾くと生育が著しく阻害され、サイズや収量面で大きな影響を受けることから、給水車等で大量の水を運搬し、十分なかん水を行うことで特性を発揮させる努力を続けてきた。平成17年に「慶座地下ダム」^{※3}が完成してからは、有り余るほどの貯水量を有する水源から水をたっぷりと与えることが容易となり、省力化及び生産性の向上につながった。

このように、これまで地域で積み重ねてきた35年間の栽培のノウハウときめ細やかな管理により、冬場の低温期にも生育の停滞を起こさず果実を十分に肥大させ、収量を確保する独自の栽培技術を確立し、このことが、現在の「ぐしちゃんピーマン」の特性につながっている。

これらの栽培技術は生産者全員で共有するとともに、更なる維持・向上のため、毎月、沖縄県農業改良普及センターと連携した栽培講習会や現地検討会を実施しており、若手の新規就農も進み、担い手及び出荷量ともに右肩上がり伸びている。

※1 「ジャーガル」：島尻層群泥岩（クチャ）に由来する灰色の重粘なアルカリ性土壌。「灰色台地土・石灰質」の土壌統群に分類され、沖縄県の土壌の中では最も地力の高い土壌。粘着性強。

※2 「島尻マージ」：琉球石灰岩に由来する弱酸性～弱アルカリ性土壌。「暗赤色土」土壌統群に分類され、ジャーガルに次いで肥沃な土壌。排水性良。

※3 「慶座地下ダム」^{ギーザ}：約30～120万年前のサンゴの化石からできた隙間の多い「琉球石灰岩」を活用して造られた地下ダム。地下に止水壁を造ることで、これまで利用されずに海に流れ出していた地下水をせき止めて貯めることが可能。

8 農林水産物等の特性が確立されたものであることの理由

ピーマンは17世紀以前に日本に伝わったと言われているが、国内で生産が拡大したのは昭和40年代に入ってからであり、食生活の洋風化とともに食され始めた比較的新しい野菜である。

この頃、沖縄県では米国統治下において、駐留米軍向け野菜の生産が盛んに行われており、昭和47年の祖国復帰以降は、冬春期の県外出荷を目指した野菜の産地化が進められた。

しかし、ピーマンを含むウリミバエ等寄生植物は、植物防疫法上沖縄県外への移動規制の対象であったため産地化が進んでいなかったが、昭和57年12月に果実の蒸熱処理を条件にピーマンの移動規制が解除されると具志頭村（現在の八重瀬町）において本格的なピーマン栽培が始まった。

栽培当初は生産者数が10名で出荷量は12トン程度であったが、平成元年に「ちぐさ」を導入して以降、栽培技術の向上とともに順調に生産を拡大し、平成9年には国の冬春ピーマンの指定産地に、平成18年には沖縄県の拠点産地に認定され、平成25年からの6年間で出荷量を100トン以上伸ばして1,039トンとなるなど着実な成長を続けている。

「ぐしちゃんピーマン」の名称は、旧村名「具志頭村」の読みが昭和29年まで「ぐしちゃんそん^{グシカミソン}」であったことに由来し、平成11年から「ぐしちゃんピーマン」の名前で出荷している。

「ぐしちゃんピーマン」の生産者は、若手の新規就農者や後継者が比較的多く平均年齢が40歳代と若いことに加え、天敵昆虫による害虫防除や有機物入り肥料の施用など減化学農薬・減化学肥料での栽培により、安全・安心で環境への負荷を減らしたピーマン作りに取り組んできた。その結果、環境にやさしい農業を行う生産者を県知事が認定する「エコファーマー」制度において、平成12年から継続して認定取得に取り組み、平成20年には、構成員である生産者全員が認定され、平成21年には「環境保全型農業推進コンクール」で農林水産大臣賞を受賞した。

9 法第13条第1項第4号ロ該当の有無等

(1) 法第13条第1項第4号ロ該当の有無

申請農林水産物等の名称は、法第13条第1項第4号ロに

該当する

商標権者の氏名又は名称：

登録商標：

指定商品又は指定役務：

商標登録の登録番号：

商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、当該商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日を含む。）：

該当しない

(2) 法第13条第2項該当の有無（(1)で「該当する」欄にチェックを付した場合に限る。）

法第13条第2項第1号に該当

【専用使用権】

専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

専用使用権は設定されていない。

法第13条第2項第2号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

専用使用権は設定されていない。

法第13条第2項第3号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

専用使用権は設定されていない。

10 連絡先

